

介護老人保健施設において、入所されているご利用者さまの医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような算定要件を満たした場合に、評価されることとなりました。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ご利用者さまの健康および安心に繋がっていきたいと考えておりますので、今後もホームページにて実施状況をご報告してまいります。

所定疾患施設療養費Ⅱ

- ①所定疾患施設療養費については、肺炎等により 治療を必要とする状態となったご入所者さまに対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する 10 日を限度とし、月 1 回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を 10 回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となるご入所者さまの状態は次のとおりであること。
 - イ．肺炎
 - ロ．尿路感染
 - ハ．带状疱疹
 - ニ．蜂窩織炎
- ④肺炎および尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤算定する場合にあつては、診断名および診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- ⑥当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹および蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等および抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

